9　青色申告書を提出する個人で認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該生産工程効率化等設備等につき第一項、第五項又は第七項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該生産工程効率化等設備等の基準取得価額の百分の五（当該生産工程効率化等設備等のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十）に相当する金額の合計額（以下この項において「生産工程効率化等設備等税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における生産工程効率化等設備等税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額（前二項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

10　第一項及び第五項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した第一項に規定する情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備等については、適用しない。

11　第一項から第六項までの規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、第一項に規定する情報技術事業適応設備、第三項に規定する事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備等の償却費の額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

12　第七項から第九項までの規定は、確定申告書（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となる第七項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第八項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第七項から第九項までの規定により控除される金額の計算の基礎となる第七項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第八項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された第七項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第八項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額を限度とする。

13　その年分の所得税について第七項から第九項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の六第七項から第九項まで（事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除）」とする。

14　第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の六第一項中「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に改め、同項第二号中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改め、同項第三号中「第十条第六項」を「第十条第七項」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第九号を削り、同項第十号を同項第八号とし、同項第十一号を同項第九号とし、同項第十二号を同項第十号とし、同項第十三号中「前条第三項」を「第十条の五の五第三項」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　前条第七項から第九項までの規定　それぞれ同条第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第八項に規定する繰延資産税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第九項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第十四号を同項第十三号とし、同条第二項中「、第十条の五の二第四項」を削り、同条第三項中「、第十条の五の二第五項」を削り、同条第五項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「令和三年」を「令和六年」に、「第六号又は第十三号」を「第五号、第十一号又は第十二号」に改め、同項各号を次のように改める。

一　イに掲げる金額がロに掲げる金額を超えること。

イ　当該個人の継続雇用者（当該対象年及び当該対象年の前年の各月において当該個人の第十条の五の四第三項第二号に規定する給与等（以下この号において「給与等」という。）の支給を受けた同項第八号に規定する国内雇用者として政令で定めるものをいう。ロにおいて同じ。）に対する当該対象年の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額を除く。イにおいて「他の者からの受取額」という。）がある場合には、当該他の者からの受取額を控除した金額。ロにおいて同じ。）として政令で定める金額

ロ　当該個人の継続雇用者に対する当該対象年の前年の給与等の支給額として政令で定める金額

二　イに掲げる金額がロに掲げる金額の百分の三十に相当する金額を超えること。

イ　当該個人が当該対象年において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、相続、遺贈、贈与、交換又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該個人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該対象年の十二月三十一日において有するものの取得価額の合計額

ロ　当該個人がその有する減価償却資産につき当該対象年の年分の事業所得の金額の計算上、その償却費として必要経費に算入した金額の合計額

第十条の六第六項中「第十条第九項」を「第十条第十項」に、「及び前条第六項」を「、第十条の五の五第六項及び前条第十二項」に改め、同条第七項中「第五項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額」を「第五項第一号イ及びロに掲げる金額」に改める。

第十一条の見出し中「特定設備等」を「特定船舶」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で政令で定める海上運送業（以下この項において「特定海上運送業」という。）を営むものが、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶のうち次の各号に掲げるもの（以下この条において「特定船舶」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定船舶を製作して、これを当該個人の特定海上運送業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定船舶をその用に供した場合又は政令で定める個人以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定船舶の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定船舶について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該特定船舶の取得価額に当該各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定船舶の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一　その個人の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。以下この号において同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。次号において「特定先進船舶」という。）に該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。同号及び第三号において同じ。）　百分の十八（日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。次号において同じ。）に該当するものについては、百分の二十）